

「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」に係る

確認結果についての説明会（札幌） 議事録

- 1 日時 令和元年11月19日（火）18：30～21：10
- 2 場所 TKP札幌ビジネスセンター赤レンガ前 チューリップ
北海道札幌市中央区北4条西6丁目1 毎日札幌会館
- 3 説明者 北海道経済部産業振興局 環境・エネルギー室長 佐藤 隆久
北海道経済部産業振興局 環境・エネルギー室 参事 池本 浩暁
- 4 出席者 30名
- 5 報道 道新、朝日、毎日、UHB
- 6 議事内容
(事務局)

それではお時間になりましたので始めさせていただきます。本日はお忙しい中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。ただ今から日本原子力研究開発機構より道と幌延町に対し、研究期間延長の協議申し入れのありました「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」について、道と幌延町により確認した本計画（案）の内容についての説明会を開催いたします。

私は司会・進行を担当させていただきます、北海道経済部環境・エネルギー室の新山でございます。どうぞよろしく願いいたします。

初めに、お手元の資料の確認をさせていただきます。次第の下段に配付資料を記載させていただいております。一つ目でございますが、資料1ということで次第になっているかと思えます。資料2ということで、「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の協議申し入れに係るこれまでの経過と「幌延深地層研究の確認会議」についてということで、表裏1枚ものがあるかと思えます。資料3としてですが、研究計画（案）、ホッチキス止めの4枚ものがあるかと思えます。資料4「確認会議で確認できた主な内容」ということで、ホッチキス止めの2枚ものがあるかと思えます。資料5でございますが、「道民の皆様から原子力機構への主な質問等」ということで、これもホッチキス止めの2枚ものが添付されているかと思えます。資料6でございますが、「研究計画（案）に関する確認事項と結果」ということで、クリップ止めで厚くなっていますけれども、107ページものがついているかと思えます。資料7としてですが、「研究計画に係る確認結果についての説明会の資料」、クリップ止め厚くなっているものがあるかと思えます。続いて資料8でございますが、「道民の皆様から北海道への質問等」ということで、A4横のホッチキス止め5枚ものがあるかと思えます。最後に資料9ということで、「研究計画（案）に係る確認結果の公表について」ということで表裏1枚ものがあるかと思えます。配布漏れ等ございませんでしょうか。はい、それではないようですので、始めさせていただきます。それでは次第により進めさせていただきます。北海道の経済部産業振興局環境・エネルギー室長の佐藤よりご挨拶をさせていただきます。

(佐藤室長)

皆さん、こんばんわ。私は北海道経済部環境・エネルギー室の佐藤でございます。説明会の開催にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。去る8月2日に原子力機構より道と幌延町に対しまして、「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」につきまして、計画期間の延長の協議申し入れがありまして、これを受けて道と幌延町は、三者協定に基づきまして、幌延深地層研究の確認会議、これを開催したところでございます。幌延深地層研究の計画延長につきましては、道民の皆様の中に、様々な疑問や懸念がございます。こうしたことから道といたしましては、申し

出のあった研究計画（案）の内容につきまして、確認会議の場におきまして、なかなか見えない部分も非常に多かったということもございまして、三者協定の遵守を前提としまして、なぜ研究期間の延長が必要なのか、研究内容が当初計画の範囲内にあるのか、三者協定との整合性があるかなどを、専門家の力もお借りしながら確認をし、先般、その内容を取りまとめまして公表させていただいたところでございます。道といたしましては、今後、道の対応方針を判断するに当たりまして、この取りまとめた結果について、道民の皆様へお知らせするとともに、道民の皆様のご懸念やご意見を伺うことが必要と考えまして、本日の説明会を開催させていただいたところでございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

（事務局）

それでは議事に入らせていただきます。議事の1番目、これまでの経過と確認会議についてですが、環境・エネルギー室の池本よりご説明をさせていただきます。

（池本参事）

環境・エネルギー室の池本です。よろしくお願いいたします。それでは、座って説明させていただきます。それでは資料2をご覧ください。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）の協議申し入れに係るこれまでの経過」と「幌延深地層研究の確認会議」について、説明いたします。まず申し入れ以降の経過ですが、8月2日、日本原子力研究開発機構が北海道と幌延町に対し、「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」についての申し入れを行いました。これを受けまして8月5日になりますが、北海道と幌延町が、幌延町における深地層の研究に関する協定書第14条いわゆる三者協定と申しておりますが、三者協定に基づきまして、「幌延深地層研究の確認会議」の開催について合意いたしました。その後、9月5日になりますが、この研究計画（案）に対しまして、道民の皆様から質問や疑問を募集することを開始いたしまして、1ヶ月間実施いたしました。9月10日になりますが、第1回の幌延深地層研究の確認会議を開催いたしました。その後11月6日までの間に5回の確認会議を開催してまいりました。その後11月6日になりますが、研究計画（案）に係る確認結果を公表するとともに、この結果について道民の皆様からのご意見等を受け付けるということを開始しております。これは現在も続いております。12月5日までの予定で開始しております。詳しい受け付け方法につきましては、最後にお知らせすることにしておりますのでご確認ください。それで今日11月19日、確認結果についての説明会ということで、本日、札幌市で開催いたします。明日20日なのですが、地元（幌延町）の方に向かいまして、まず幌延町周辺の市町村の皆様へ今回我々のまとめました確認会議の結果について説明をいたしまして、その後、夜18時半の予定ですが、幌延町内で本日と同じような形で、住民の皆様に対して、北海道と幌延町がまとめました確認結果についてのご説明をさせていただく予定であります。

次に2番ですが、確認会議の概要でございます。道と幌延町は先ほど申しました三者協定の第14条に基づきまして確認会議を開催して、研究計画（案）に関してその必要性、妥当性、三者協定との整合性、この三つを論点に設定いたしまして、その内容を精査することといたしました。確認会議では、確認会議を構成いたします北海道と幌延町に加えまして、今回の研究計画（案）が専門的な知識が必要だということで、関連する分野の専門有識者の方にも加わっていただき実施したところです。この会議では、道、幌延町、専門有識者からの質問に加えて、先ほど申しました道民の皆様から寄せられた研究期間の延長ですとか、最終処分場になるのではないのかといった質問や意見が200件ほど寄せられまして、その質問も含めて原子力機構に回答を求めてきたところです。

（1）です。構成員ですけれども、先ほども申し上げましたが、北海道環境・エネルギー室長を座長といたしまして、幌延町を所管する宗谷総合振興局の産業振興部長、幌延町は副町長と企画

政策課長、先ほど申しましたが専門有識者として地質学、地盤工学、原子力工学、環境工学それらに行政法に関連する大学の教授ですとか准教授の方に加わっていただいたところです。

開催の状況です。先ほど申しました9月10日に第1回を開催して以降5回の会議を開催いたしました。第1回につきましては、確認会議の進め方というものを皆さんで共有していただきました。次に原子力機構から今回申し入れのありました研究計画（案）についての説明を聴取しました。その後、北海道と幌延町それと専門有識者を交えて説明を聴取した上で、この研究計画（案）について確認すべき事項は何であるかということ議論しながら、確認する事項の抽出を行いました。第2回目は10月10日に開催しております。その間、我々北海道、幌延町、専門有識者、また、加えて道民の方々から頂いた質問や疑問、こういったものを原子力機構に提示いたしまして、その場で回答してもらったというところが、10月10日です。この日は、先ほど申しました論点のうちの必要性を中心に回答を頂いております。第3回目は10月23日に開催しておりますが、前回（第2回）に文書により質問を提示しておりましたので、原子力機構からは、書面による回答が示されました。この3回目につきましては、論点のうちの妥当性、三者協定の整合性、こういったところを中心に質疑を行いました。10月31日の第4回目ですが、ここまで前回（第3回）会議まで一通り終わらして、再質問が幾つも出ておりましたので、その再質問についての回答と質疑を繰り返すということを行いました。第5回は11月6日になりますが、ここまで行ってきた330件あまりの確認事項について、その内容の取りまとめということを行ったところです。

先ほど申しました3番ですが、主要な確認事項となっておりますが、冒頭申しました三つの論点、必要性、妥当性、三者協定の整合性という三つの論点だったのですが、主な項目としては、地層処分研究の位置付けですとか、当初計画の成果と検証、また研究延長の必要性ですとか、20年程度の研究としながら、今回、延長することになった必要性ですとか、そういったことを中心に確認をしております。妥当性につきましては研究期間、研究を延長する期間が妥当なものなのか、更なる延長の可能性は無いのか、研究終了までの工程と埋戻し、これは一体どういったことなのか提示してくださいといったようなことを求めてまいりました。また、この協定の最大の基本的な事項であります2条から5条について、まず、三者協定遵守というものに対する原子力機構の認識ですとか、持ち込み、使用はしないという第2条について、また、実施主体への譲渡、貸与について規定した3条、地下施設は研究終了後に埋め戻すとした第4条、将来とも処分場としないことを定めた第5条、これらについて道、町、それから道民の皆様から頂いた質問を原子力機構に対して回答を求め、確認をしております。ただいま説明いたしましたのが申し出に係る確認会議の経過と概要でございます。以上です。

（事務局）

続きまして、議事の（2）「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」についてと、議事の（3）確認会議での確認内容について、環境・エネルギー室の佐藤よりご説明させていただきます。

（佐藤室長）

改めまして佐藤でございます。どうぞよろしくお願いたします。座ってご説明させていただきます。私の方から資料3から順次ご説明をさせていただきます。資料3につきましては、ご存じの方も多いと思いますが、8月2日に原子力研究開発機構から提出された研究計画（案）でございます。既にお読みの方は、分かっているお話かもしれませんが簡単に内容をご説明させていただきます。全部で6枚ものになっております。開いていただきまして1ページ、「はじめに」がございますが、その下に、2番で必須の課題と研究成果に対する評価というところ、こちらの方で、次のページになりますが。幌延深地層研究センターでは、平成27年度以降、この①から

③にございますような、人工バリアの適用性試験ですとか、処分概念オプションの実証、地殻変動に対する堆積岩の緩衝能力の検証等の三つを必須の課題といたしまして、これらに重点を置いた研究開発を進めてきたということです。それで、その下にございますけれども（2）で研究成果が書かれておりました、そのあと、3ページでございますけれども、（3）のところで、評価結果というのが載っております。評価結果というのは、原子力機構が平成30年度に研究開発の進捗状況について、外部の専門家、外部委員会と言っているものですが、ここから全体として、この四角に囲った部分ですね、全体として概ね適切に研究が遂行され、当期5ヵ年の目標を達成できたという評価されている一方、今後について書いてある部分がございまして、技術の確立が可能な水準に達するまで、試験を継続するとともに、本研究施設を最先端の地層処分技術を実証するプラットフォームとして国内外の関係者に広く活用されることを期待するというような評価が得られたとしています。次の4ページに移りまして、3の今後の進め方についてですけれども、原子力機構では、必須の課題のうち、①から③の部分につきまして、今後取り組んでいかなければならない研究がこういうふうにあるのだという説明をしているところでございます。

6ページの方にいきまして、機構の方から、上4行のところなのですが、研究課題について、令和2年度以降、第3期及び第4期中長期目標期間を目途に取り組むと、その上で、国内外の技術動向を踏まえて、地層処分の技術基盤の整備の完了が確認できれば、埋め戻しを行うことを具体的工程として示すということを確認してまいりました。また、なお書きで、研究開発を進めるにあたっては、将来的に、当初計画の研究対象の範囲内において、国内外の関係機関の資金や人材を活用することを検討するということが、それと一番、最後に、これまで通り、北海道及び幌延町との協定、いわゆる三者協定を遵守するとともに、安全確保を第一に調査研究を進めていくといったような、6ページのものが出てきたのですが、正直我々も、この6ページで、何を言われたのかということを確認することはなかなか難しく、このような計画の延長というものを、どのように考えれば良いのかということがありましたので、先ほどお話をしましたけれども、確認会議を開催して、ここに書いてある内容というのは、この6ページだけだと説明が分からないので、具体的にどういうことかと、何をしようとしているのかということを確認して、疑問点等について質問をしてきたというところでございます。そうした中で、先ほどからお話をしました、後程ご紹介をさせていただきますけれども、道民の皆様から、数々の懸念や疑問というものが出来てまいりまして、そういったことについても合わせて、質問をさせていただいたところでございます。

続きまして資料4の方に移りますけれども、資料4は、確認会議で確認できた主な内容ということでございます。先ほど池本の方からご説明したように、三つの論点につきまして、それぞれ、機構が実際に行おうとしていることはどういうことであるのかということについて、機構の方から、当初発言がなかなか得られない部分もありましたが、我々も質問を続けて、機構の方からは、これはこういうことだということの説明を受けてきたところでございます。道としては、そういった書いてあることに対して、こういうことなのか、ということを確認して、ここに記述をしているところでございます。これから、こういった確認会議の事項に加えて、後程ご説明しますが道民の方々の意見ですとか、道議会の議論ですとか、幌延町の考え方等も踏まえながら、どのように考えていくのかということ、考えていくためのベースになる資料となります。ここについて簡単に内容をご説明しますと、まず1番目の必要性については、まず、最初のマルですが、幌延深地層研究センターの意義や役割について、ということで、地層処分を実施するために必要な技術・方法の信頼性について、実際の地質環境で確認するものということと、深地層の体験・理解をするための場であるということ、今後、続けていくということ。それと、幌延の地下研究施設については、ジェネリック地下研究施設、いわゆる最終処分場としない場所で技術を磨く地下研究施設という位置付けを今回の計画ではしているということ。続いて2番目のマルですが、我が国における地層処分研究の位置付けについてということで、地層処分についての技術的に実

施可能といったようなことが、国内外の専門家によって確認されており、国の計画等にあるように、その信頼性を高めるための研究を行うということ。それと3番目にありますけども外部評価委員会では、先ほどお話ししましたけれども、概ね研究が行われているけど、一部研究が十分にこなされていないという評価がされていて、外部評価委員会では、技術の基盤の確立が可能な水準に達するまでということ、研究を続けるようにという話が出てきていますが、ここは事実でしかないのですが、そういった確認を行う。それで4番目ぐらいから、実際に、どう考えれば良いのかというところの確認なのですが、幌延での研究計画の延長の必要性ですけども、外部評価とかと同じように、機構の方からは全体としては概ね適切に研究が遂行されたという発言がある一方で、一部研究に遅れがあったということで、成果が十分に得られていない研究があるということ、そういった研究がどういったものなのかということの確認を行いました。なかなか最初は理由等が出てこなかったのですけれども、思うように研究が進んでいないという部分があるということで、研究成果を得るには継続してやらなければならない研究が残っているということでございました。また、延長が必要になった理由というのは外部評価もありますが、フィンランドの規制委員会から、地層処分に関しての一定のレベルの審査基準というのが求められていて、実際に将来的に使えるような研究にするためには、きちんとその研究をもう少しやらなければならないという部分も出てきているという説明もありました。

次に、瑞浪を研究終了するということが報道等でも出ていますが、幌延で研究を続ける理由については、幌延と瑞浪では研究している内容が違うということで、瑞浪は地層科学研究、いわゆる地質等の研究のみを行っていて、初期の目的を達成したけれども、幌延は、地質等の地学のような研究に加えて、地層処分研究開発、いわゆる地層処分に向けた工学的な研究もやっているということで、その継続が必要だということで、出してきたと、最終的に説明があったところです。

続きまして、2の妥当性ですけども、この辺からは、皆さん、非常に興味があるところだと思いますが、研究計画（案）と当初計画の範囲の関係についてですけども、当初計画の研究というのは、そもそも三つの必須の課題に重点を置いて取り組まれているというのが平成27年度からでした。それで研究計画の、この新しい案についても、三つの必須の課題の範囲内で行うということと、そのいずれの研究も放射性廃棄物を持ち込まない研究であるということ、最終的に確認ができたということ。それと、このことから研究計画（案）については、確認会議としては、新たな研究計画ではなく、研究期間の延長で、これは当初、機構の方から三者協定の第7条に基づく研究の変更だという言い方をしていますが、確認会議としても第7条に基づく研究計画の内容の変更の対象になるということを確認しました。これがイコール認めるという話とはまた別のお話でございます。

研究期間については、当初、第3期及び第4期中長期目標期間を通じて、技術基盤の整備の完了が確認されるよう進めるということでありましたけれども、4期という中長期目標期間、目標期間というのは国の方で定めていますけれども、それがまだ定められていないということで、これは何を指すのかというのは、いつからいつまでなのかということを確認しまして、令和4年度から令和10年度のお話だということを確認しております。これは4期中長期目標期間が何年に変わろうと、答えは同じだということを確認しております。

続きまして研究終了までの工程とその後の埋め戻しについてということで、機構は、第3期中長期計画の中で、平成31年度末までに研究終了までの工程やその後の埋め戻しについて決定することについては、どこに書いているのかそれとも書いてないのかということの確認をしたところ、機構の方からは、研究計画（案）の6ページの上の4行、ここに書いています

「これらの研究課題については」というところの4行に示しているという説明を受け、ここに書いているということを確認いたしました。その次のポツ（・）ですけども、ここについては期間については、目途という表現を使っていますので、非常に曖昧だということで、「それでは、

令和2年度以降の研究については第3期及び第4期中長期目標期間を通じて、つまり、令和4年度から令和10年度までを通じて、技術基盤の整備の完了が確認されるように進めるということですね。」という確認を最終的に行っております。また、第4期中長期目標期間で、技術基盤の整備が完了できた場合には、研究を終了するという。それと、技術基盤の完了というのは、幌延深地層研究センターの地下施設において、調査技術ですとかモデル化・解析技術が実際の幌延の地下環境に適用して、有効性が示された状態であるということも確認をいたしました。この確認につきましては、外部評価委員会等で行われるということ想定している。今後の話だということ想定をしているという説明がございました。それでここが結構、皆様方から色々お話があるのかと思いますが、仮にということで、研究が技術基盤の整備の完了が確認したら研究を終了するというのですが、そうじゃない場合はどうなのかという話で、まずは、令和10年度までの中長期目標期間で技術基盤の整備の完了が確認されるよう進めるという話ですけれども、仮に確認ができなかった場合には、ということかというと、その研究を継続する必要がある場合には、機構は、計画を続けるということではなくて、当然、研究変更の協議を申し入れますけれども、協議が整わない場合には、計画は変更できずに4期で終わりということの確認をいたしました。

3ページ目になりますけれども、埋め戻しを行うことを具体的工程で示すというところについては、そういう記述がございましたが具体的工程というのは施工方法とか、作業手順とか、期間等のことである。埋め戻しについては、研究計画（案）の中に処分概念オプション実証というところで記載している人工バリア等の取り出し、何かあったときの取り出しの実証試験以外の立坑そのものの埋め戻し等は、研究計画の研究対象とは、していないということを確認いたしましたので、研究でやると言っている令和10年度までの研究の中では、こういったことは含まずに、そもそも研究計画（案）には含んでいないということでございます。

また、深度500メートルでの研究につきましては、4期までの研究期間において、350メートル調査坑道で各研究に取り組む中で、500メートルの研究を行うことが必要とされた場合には500メートルの掘削を判断することとなっておりますが、我々が確認した中、資料の細かい部分になりますが、我々の中では、まずは、350メートルの坑道なり、机上の研究で正確な成果が出せるということを確認しておりますので、500メートルがこれからの話の中で、必要となった場合には行う可能性はあるということです。ただ、第4期までの中長期期間の中で行うということです。

施設の安全確保対策につきましては、施設が老朽化しているということで、計画的に更新や保守を行っていくということです。

また、三者協定との整合性につきましては、一番上の放射性核種の持ち込みについては、協定通りの放射性廃棄物を持ち込まずに、また放射性核種を利用しなくても、有効なデータは取得できるということを、この辺については、どこまで担保できるのかというお話がありますけれども、少なくとも確認会議の場では、きちんと文面で残すということで、まず、書いてもらって確認をしたという形でございます。

続きまして、国内外の関係機関の資金や人材の活用については、現在の段階では、具体的な計画があるわけではありませんが、国内外の関係機関の中にはNUMOも想定し、ただNUMOの資金や人材を活用する場合には、NUMOへの譲渡や貸与が行えないということを前提に、あくまでも機構が主体となって行う。NUMOの好きな形で行うということではないということを確認しております。

続きまして、情報の公開ですけれども、研究が順調であるといいながら、30年度の成果報告書の説明後に、間を空けずに、研究計画（案）の変更の申し入れがあったということについて、こちらについても我々としても、いかがなことかということもありまして、確認した中では、3月に外部評価委員会があってそのあと、この研究計画（案）の組織決定したのは8月1日だという言い方をしているという、これは状況の確認でございます。

今後とも三者協定を遵守して最終処分場とせず、研究終了後に埋め戻すということの確認がされているという状況でございます。ただ、こういう状況にありながら、こういう説明を受け、我々としても、そういったところについて、いきなり最初からこういう説明がすべて行われていたわけではなくて、我々も、ここについてどうなのかということを確認した上で出てきた今回のこの資料4なのですけれども、とはいえ、道民の皆様方から、この確認会議で我々は質問等する上で、皆様から、原子力機構の方に質問等がありますかということで問い合わせをさせていただきまして1ヶ月間ほどの時間を設けまして、メールや、郵便等で提出を頂きました。それで52名の団体、個人の方から、200件ですね、道への意見なども含まれていますが、そういったものを頂いたものが、本日の資料でいくと資料6という分厚い資料がついておりますけれども、この中で、左側の確認事項というところに載っている、最初の方は、幌延町とか専門有識者とありますけど、道民の方にちょっと区分けするためにナンバリングさせていただいたものが道民の方から頂いた意見でございます。それを資料5の方で、これを全部見ていただくのは非常に大変なので、ちょっと答えはついていませんけれども、どちらかというとその質問というよりは意見というものが多かったかと思っておりますので、意見につきまして整理をさせていただいたのが資料の5でございます。こちらについてご説明をさせていただきます。右上の方に小さな字で書いてありますけれども意見の後のカッコというのが、先ほどお話ししました資料6のページと、質問された方の番号、質問番号ということになっておりますので、お答えの方は、少し見にくくて、見づらいとか比較しにくくて恐縮ですけれども、そこを見ていただくと、出てくるという形になっております。順番にお話をいたしますと、基本、先ほどの資料4の項目分けと対比をしている形になっておりますので、資料4の方でこのように確認するにあたっては、道民の方々から、このようなご質問、ご意見が出ていたということになるかと思っております。まず、幌延深地層研究センターの意義や役割、こちらにつきましては、研究の成果は幌延と異なる地下環境下では適用できないのではないかというお話。それと、研究は廃棄物を模した物体で研究しているに過ぎない、事実といたしまして放射性廃棄物を持ち込んでいない、三者協定に基づいてというところがございしますので、模した物体で研究していて、本当に高レベル放射性廃棄物に応用できるのかというご質問。8年から9年の研究とおっしゃっているのは第3期及び第4期の期間のことを言ってらっしゃるのだと思っておりますけれども、それで10万年という長い期間の安全の担保ができるのか、想定外の事態に対応できるのかといったような、幌延で研究したということが実際に役立つのかというようなお話ですね。

それと2番目のマルで、我が国における地層処分研究の位置付けについて、若干上と似たようなお話が出てきますけれども、一つは、日本に安定した地層はなく、核廃棄物の存在を後に知らせることができない「地層処分」を即刻見直すべきだということ、2番目の方では、幌延という地域の岩盤等を考えると「地層処分」というのは間違いではないかというお話。

それと3番目のマルで外部評価の結果についてということで、「技術の確立が可能な水準に達するまで」とあるけれども、技術の確立は実現できるかどうか分からないのではないかというお話。

あと4番目の幌延での研究計画延長の必要性について、成果が出たのなら研究は再延長する必要はないのではないか。今後も技術が確立するまでやるのではないかというお話ですとか。2番目のポツでは、実質的な期限なき延長であると。これまで説明したこととの整合をとって欲しい。同じようなお話で、自ら、20年でできると言ったじゃないかというお話。あと4番目に、当初20年程度の研究を前提に三者協定というものが結ばれたのだから延長そのものが三者協定違反であるというご説明。それと、そもそも研究には終わりはないのだから、当初計画は終了した時点で研究を終えたと考えるべきだというような、延長の必要性についての質問や懸念等が出ております。また、瑞浪との関係でいうと、瑞浪は閉鎖という話だけれども、幌延だけは延長されるので幌延ありきじゃないかというような疑念があるというお話が出ております。

次のページにいきまして、研究計画（案）と当初計画の関連ですが、計画（案）が長期になることから、延長ではなくて新しい計画になるのではないかというお話。あとは少し技術的なお話になりますが、回収技術の検証というのは、幌延では行わないと言っているけれどもやっているのではないかというお話。ここは少し事実と違うというお話ですけども、そういう話。あとは基盤研究の範囲を逸脱している研究があるのではないかというお話。それと4番目は、協定7条により研究期間の大幅延長を提案するのは乱暴だと。今後も無期限の延長を主張できる前例になってしまうので協定違反や約束の反故にあたるのではないかというお話です。

それと、研究期間そのものについて、六つ程載せておりますが、研究期間を大幅に延長し、終了時期が明記されていない、これは約束違反だというお話。あと、本研究計画（案）は見直しの撤回を図り、まずは31年度末までの研究終了の工程やその後の埋め戻しについて明らかにすることが先決だというお話。あと、プラットフォームとして使い続けるとか国内外の技術動向を踏まえてというのは、際限なく使うということになるのではないか。なし崩しの無期限化ですとか、地層処分地の候補地が決まらない限り、研究を続けるのではないかといったこと、あと、埋め戻し等を終えてから、新規事業として別途相談すべきことで、協定解釈として延長はないのではないかというようなお話がありました。あと、その次にいきまして、研究終了までの工程とその後で埋め戻しについて、埋め戻しをどのように行うかという工程が示されていないということ。それと研究終了後の見守り期間について、どの程度の期間を予定しているのか。それと何をもってその技術基盤の整備が完了したと判断するのかというお話。

500メートルの研究につきまして、500メートルについては全然触れられていないけれども、有無をはっきりできるのかというお話。あと、一番下のところでは、安全対策として、延長というのは危険性も延長することになるのではないかというお話。

それと3ページ目に行きまして、国内外の関係機関の資金や人材の活用ということで、原子力環境整備促進・資金管理センターという組織がございますが、いわゆる原環センターと言っている組織でございますけれども、その資金が含まれるということになると、ここはNUMOの資金管理団体、これと研究の両方の位置付けがありますが、NUMOの資金管理団体の資金が財源となるということでNUMOの下請け研究を行うことになると思われるというお話、あと今後そのNUMOの職員とか資金がどんどん活用されるのではないかという危惧。

あと情報公開については、先ほど資料4でもお話しましたが、ぎりぎりまで態度を明確にせずいきなり大幅延長するというのは、三者協定第6条、機構の積極的な情報公開に違反しているのではないかというお話。それと、その下にいきまして三者協定の遵守ということですけども、大幅延長で終期の明記がないような研究を認めるということになれば、埋め戻すという約束は事実上反故になるのではないかというような、協定も破られかねないということで、その協定の重みを機構はどう考えているのかということです。それと、研究を大幅延長して、終了時期の明記もないのは道民との約束違反だし、それを許せば、最終処分場にしないという最終的な部分、その約束もいつかは破られるのではないかという懸念。

そして最後に、機構の姿勢として、いくつか出ていましたけれど、一つ代表的なものを挙げさせていただいたところですけども、不誠実な姿勢をとり続けてきたと、20年という計画をばっさり切り捨てた機構の何を信用しているのかというものも頂きまして、頂いた意見の中には、かなり厳しいものを頂いていたという事実がございます。そうしたことも含めまして、直接、こういった質問については、確認会議の方で質問し、また、我々としては道民の皆様の懸念ですとか、疑問点というものが、この機構からの回答を終えて、確認会議として、結果として確認した内容で皆さまご納得いくかということところは色々あると思いますので、そういったところも含めて、ご意見等、何で2回とるのかというお話もあるかもしれませんが、今回は確認会議をやるために、皆さまから、ご質問を頂いて、我々が機構の方に投げかけてという部分もあったのですが、実際には結構意見を頂いております。そういった意見も頂いておりますが、1回目の時は質問等だ

ということで意見を出さなかった方もいらっしやると思われますので、そういった方々も含めて、今一度、意見を頂きながら、こうした確認結果、そして様々なご意見等、機構、道に対するご意見等あると思いますので、そういったものを頂きながら、我々として、他に道議会の議論等も踏まえながら、どのように進めていくのかというところを判断していくために、ここにこういうお話がありましたけれども、これから質疑等もあると思いますが、払拭できない部分等に対してご意見を頂ければと思っております。

資料6, 7, 8のお話をさせていただきますと、資料6につきましては、先ほどもお話しました確認会議の席で、確認した事項とその結果でございます。これを全部ご説明していると時間がなくなりますので、参考資料として提示させていただきましたが、これが今回の会議の出たきた全てという格好でございます。続きまして、資料7につきましては、確認会議の席で配られた資料を最終的に何度も何度も説明が不足しているという話で、書き換えてもらった部分と云いますか、説明をちゃんとしてくださいますと書いてもらった資料でございますので、確認会議に出席された方からすると生きている資料と死んでいる資料があるという感じになると思いますので、生きている資料と云いますか、最終的に生きているのはこの資料だという形で整理をしております。最後の方にA3版で6枚ほど、研究そのものが何で必要なのかというところの説明というのは、中々出てこなかったお話なのですが、そこをまとめたのがこの6枚の資料でございます。最初からどういうことをやってきて、どういう課題があって、どこまでできていて、達成できなかった理由はどういう理由か。それで、外部委員会とかではどのように言われているけれども、結局、残った部分がこれだけあるのでそこをやらなくてはならないという話の整理をもらった資料、そしてそれを元に、我々が質問をして、当初計画の範囲内ということ、確認するに至った資料でございます。資料8につきましては、機構の方への質問ということで頂きましたが、最初にお願いしましたが、道の方にも質問等頂いている状況でございます。こちらにつきまして、内容等につきましては、基本、道の考え方をご説明、最終的にどういう判断するかというときに、改めて回答させていただきたいと考えておりますけれども、もし本日であればご質問していただいても全然構いません。過去の話等については、我々も、そこまで待つて答えるという話ではないと思っておりますので、ご説明をさせていただきます。ただ、道としてどういう判断を下すのかという話については、今日の段階では、お話は難しいということでございます。

資料8までが、今回の確認会議で出てきた結果をまとめたものでございます。説明としては以上でございます。

(事務局)

それではこれまでの説明につきまして、ご質問あるいはご意見などがございましたら挙手により、発言をお願いいたします。なるべく多くの方からご質問を受けたいと思っておりますので、まずはお1人様につき、1, 2問程度にまとめていただき、ご質問が一巡いたしましたら、再度ご質問を受けさせていただきます。ご質問ご意見等は挙手により司会の指名後、担当者よりマイクをお渡ししますので、マイクをご使用の上、ご発言をお願いいたします。それでは、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

(質問1)

説明の中で、機構の方から出されたその延長に関する資料はわかりましたが、道民の方に、募集された中では道に対する疑問点、質問点がありましたので、それについての考え、今、言える範囲でお答え願いたい。もう一つは、延長の必要性というところで、確認会議をもっと早くやっていたら、毎年毎年の確認会議をやっていたら、この期間に終了できるのかできないのか、もしくはこの研究の内容がわかっていたじゃないかと。今ここに至ってあれもこれも二十年間をたった一月の間で精査されていますので、本当に分量が大きすぎまして、果たしてどうなのか、本当

に延長が必要なかどうか、それは今の説明の中では、延長は、当初の計画の中で、できなかったことというのがメインであって必要性全体としては、適切に遂行されたが、一部研究の遅れがあったというのが、逆にもっと毎年チェックしておられれば、把握できたのではないかと。だから今ここで、延長20年の期限を区切って、当初の計画を延長する理由には当たらないと。それは道の不作為の、本来の仕事を怠った結果であって、その辺の問題を責任としてどのようにとらえておられるかということをお聞きしたい。それと、もう一つは延長の必要になった理由ですけども、フィンランドの規制委員会とありましたけど、あそこは1億年も地盤が動かないということでの研究ですので、なぜ幌延の軟弱な地層の中に、これは延長が必要になった理由に加わるのか、これを道はどのように評価されたかということをお聞きしたい。その上で、同じことですけど、諸々を機構は延長理由とかできなかったことを、説明されていますけども、それは私どもがチェックしますというような言い方になっているのですけど、そういう思いで期間を区切ってやりますと、道はその時にどのようにチェックされるか。機構側の、この20年の延長に、当初の計画もそうですけど、この延長計画のそれぞれ、自分らでその期限を区切ってやりますと。でも、そこがNUMOも含めて、地層処分に向けた、機構側がその成果を納得しなければ延長しますという部分が入っていますよね。だから、機構が延長するかしないか私らで判断しますというふうに取りられちゃうのですよね。そこでそういう話を聞かれて道はこういう諸々のいろんな項目に対してどのように担保を作られるかと。全ての項目で、いろんな項目を挙げてありますけど、それは機構側が、自分らで期限を区切って研究していきますというお話ですけども、それに対して、今もう延長理由を挙げてきたのは道がそれに精査してチェックしてなかったからでしょうね。そういうことの繰り返しになりますけど、責任をどのように考えておられて、それをこの新たな延長計画にどのように対処されるお気持ちかと、これをお聞きしたいのです。

確認会議をなぜやってこなかったのかと。その理由が、その必要がなかったというお話を伺いましたけど、今のこの確認会議を催された内容を聞きますと、やってなかったから右往左往して、結果的に短期間に道民にも資料を渡して、すぐに判断を求められていますよね。意見を言えど。これは20年間積み重ねてこられれば、もう少し早く、道民にその不安を与えなくて済むのではないかという意味で、そういう行動を取ってこられなかったことに対しての、反省といたしますか。それとも、それは何ら責任ないと捉えておられるかをお聞きしとるのですけど。

(佐藤室長)

過去の機構のこういう対応について確認会議をやってこなかったという中での道としての対応という部分なのですけれども、道では、色々ご意見があるところかもしれませんが、毎年その事業の成果ですとか、来年度の事業計画の説明について、研究内容の確認をしてきたということ。あと現地にも赴きまして、実際の研究を確認し、研究計画に沿ったものであるという確認をしてきたことは事実でございます。ただ今おっしゃるような部分で、前からわかる話ではなかったかということについては、考えなくてはならないところもあるかもしれませんが、今まではそういう確認の中で、確認をしてきたと考えております。

そこでは当然、三者協定の履行というところは確認をしてきたところでございますけれども、今後のお話として、どのようにやっていけば良いのかというきちっと期限に歯止めをかけることをどうやっていけばいいのか、必要かどうかというところ判断するというところに今なっておりますので、延長した後の歯止めということであれば、そこは今日の段階をお話できませんけれども、今後の道議会の議論ですとか、そういったものを踏まえて判断していく中で、しっかりと考えていかなければならないと思っております。研究計画に沿って研究を進めるのは、機構ではありますけれども、三者協定の履行を確認するという意味では、道が履行を確認していくというのが役割ですから、そこについては、きちんと確認をしていかなければならないと思っておりますし、協定に違反して延長を含む計画変更が行われるということは断じて認めてはいけないと思ってお

りますので、そこはやっていきたいと思います。話が前後しますが今回の確認会議というのを、初めて開いたという話になりますけれども、今回に関しては、特にその確認会議の開催要項にある、2条から5条の一番重たいところ、そこについて、今回の計画変更というものが影響を与えるかというところをきちんと確認をしなければならないという部分がございますので、今回初めてではございますけれども確認会議を開いたということでございます。

(質問2)

資料4の「確認会議で確認できた主な内容」について質問したいと思います。1ページの1、必要性のマルの四つ目ですけど、幌延での研究計画延長の必要性についてというところで、「全体として概ね適切に研究が遂行されたが、一部研究に遅れがあったこと」という表現があります。それから、3ページの三者協定との整合性のマルの3番目、情報の公開について、ここでも「研究は順調であると報告した平成30年度の成果報告書の説明後、間を空けずに・・・」とありますけど、確認会議の必要性が無かったということも道の方からありますけども。研究自体は、ここで表現されているように、研究は非常に順調だったということだったと思うのですね、それで毎年、研究報告は札幌や、今年は道内何箇所で開催されましたけど、その中でも研究は常に順調であったと、遅れがあったなんていう報告は無かったし、まして延長の必要性なんて一切なかったわけですね。私も何度か、その報告会に出ていますけれども。それ程、順調だったということが今まで続いてきたので、道も必要でなかったというのは、それはそれで理解できるけども、2ページの2、妥当性のマルの一番目です。黒丸の二つ目ですけども。「このことから、研究計画(案)は、新たな研究計画ではなく研究期間の延長であり、三者協定・・・」とありますけれども。そういう今まで順調だったということからすれば、研究計画の延長ではなくて新たな研究だと思えるのですよ。今回出した計画の延長については。私はそう思います。そういう意味ではこの確認会議のこの表現というのを私は認めることができません。3ページの最後に、三者協定の遵守についてということがありますが、「三者協定を遵守する認識がある」その三者協定2条から6条とかとありますけど、最大は、やっぱり20年程度という研究期間の表現があるわけですよ。今回の延長については、そこを全く無視して研究計画の追加ということが出ているわけで、そこを私は、地域の問題も大きな問題で、これは道としてどう考えるのかっていうことを確認したいと思います。

(佐藤室長)

まず、新たな研究ではないかということについてですが、我々が当初はなかなか見えてこなかったもので、最後の回まで引きずってしまいましたが、その中では、我々の確認の結果としては、今までやろうとしていたことに遅れがあったということ自体は、順調だったという話と相反するといえますか、異なる見解がでてきたというのは事実であります。そこに対してどう考えるかというところではありますが、事実として確認したということ言えば、当初計画の内容が今度の新しい期間、延長する期間に後ろ倒し、延長になっているということだと我々は判断しました。それで、当初計画の中に書かれている研究とか当初計画の中で行われている研究、また、当初計画の研究ということになると具体性のない部分もありますので、平成27年度の第3期中長期計画の中で、必須の課題を重点的にやるということで、絞り込みがかかっていますけども、その課題について照らし合わせて見ても、そこは範囲内であり、研究が遅れているかというところは、色々チェックされたのかという話とかも含めて異議がある方もいらっしゃると思いますけれども、研究が遅れているということで、当初計画の範囲内と判断したというところがございます。

それと20年程度という中で、研究計画でやってきたということ考えた場合にどうかというところがございますけれども、我々は今言ったように、当初計画の研究、期間の延長であるとい

うことでいうと、三者協定の第7条に基づく研究計画の内容の変更の対象となるものと我々は考えたというところでございます。

(質問3)

確認会議も1度だけですけど出席いたしました。そこで感じた疑問とか、今、皆さんの中から出ていた声については、繰り返しません私と同じ気持ちです。ただ2、3点、これまで言えなかったこと、見た感じ出てきていないなと思うことについてお話をさせていただきます。そもそも幌延で行われている研究の前提自体が、私は幾つも崩れていると思っております。だから研究の存在意義そのものに疑問を差し挟まなければならない時期なのではないかと、例えばガラス固化体について、この国で地層処分の対象となっているのは、主に高レベル放射性廃棄物、この国でそう定義されているのは、再処理した後のガラス固化体ということになっているのですけれども、皆さん優秀な道職員の、しかもこの問題に専門で担当していらっしゃる方々ですから当然ご存知かと思いますが、ガラス固化体と称されるものの中に、再処理工場のテレビモニターに映っていたガラスと混ざり合っていない廃液のまま容器に封入されているものが幾つも混ざっているということ。これ、確認会議の有識者として集まっている皆さんの中にも、ご存知ない方がいらしたようで、高レベル放射性廃棄物というのは埋めても安全なものでしょ、そういう研究をもっとしてくださいなんていうふうに発言なさっていた有識者の方もいらっしゃるって、どれだけこの問題について、ご存じの方を確認会議のメンバーとしてお集めになったのかということも、幌延で行われている研究そのもの、ガラス固化体がちゃんとできているという前提でそれを埋めようという研究そのものの存在意義もちょっと考えなければならない。ましてやその延長というのはどうなのかということが一つ。それから、私は、資料4でもご説明があった立坑そのものの埋戻しが研究対象の中に入っていないということはいかなることかということ非常に疑問に思っております。地層処分というのは、地下深くに埋めることによって、環境から切り離すということが目的であったかと思えます。私はその地層処分ということについて、地層処分そのものについて懐疑的なのですが、環境と核物質を切り離すために地層処分するのだということであれば、立坑から、その掘ってしまった穴を伝って漏れ出してくるということが一番、一番でないかもしれませんが、大きなリスクの一つであるわけで、その立坑をきちんと緻密に、その穴を掘る前の状態となるべく近い状態まで、その穴の跡を通して地下の水圧の高い地下水が浸み出してくるというようなことが決して起こらないように埋め戻さなければならない。その埋戻しの技術というのが、最も地層処分の中で重要ではないかと考えております。それを研究対象としていないというのは、幌延の深地層研究所でなされている研究が地層処分を安全にしようというための研究ではない。単なる、あそこに一定の技術者、研究者を集めた公共事業であるということの証拠ではないか。それをこのまま、命の大地である北海道に置いておくのかという判断を、今私たち、将来世代から託されていると思っております。そのことをどう考えていらっしゃるか、お聞きしたい。

それから、研究内容そのものは、JAEAが専ら主体として決めるかのようにおっしゃっているのですけれども、地元目線で、国民目線で、どれだけお金を使ってどれだけ時間を使ってもできないことはアウトであるというような、時とお金のアセスメント、それから環境を汚さないように、将来世代にちゃんと残していくという判断。地元目線で、国民目線で、そのために研究の内容に、ある程度リクエストを出すという視点があっても良いのではないかと私は思いますので、埋戻しの研究というか、埋め戻しをきちんとして、そのあと十万年とか千年とかはできないとしても、少なくとも百年経過を観て、そこに何も不都合が起こらないかということ、まずは確認し、地層処分などは、それからだということのリクエストしても良いのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。

(佐藤室長)

最初のお話の中では、そもそものガラス固化体の安全性とかそういったことに確認会議のメンバーの中にもそういう認識がないメンバーがいたということですが、確認会議のメンバーという話でいうと、それぞれの分野の研究をやっている方たち、地層処分だけをやっている方だけではないということもありますので、そういった方からそのようなお話が出たということもあるかもしれませんが、会議としては、全体を理解してやっていこうということでやっていたので、そういう発言も、今、直接の細かい発言まで覚えてないのですけれども、そういう状況もあったのかと思います。ただ我々としても、こういったところに対応できるような方を学会等に紹介してもらって選んでいるということがございました。

それと立坑の安全の研究のお話でございますけれども、当然、立坑の埋め戻しというからには、安全性等を加味した方法等も含めて、どういうものであるのかということを考えて上でなされるものと思います。そういった意味で、少しご質問の趣旨とは違うのかもしれませんが、そういったようなことについては、ご意見として賜りたいと思います。

それと3番目の地元目線で、そういうお金等を使ってやっていくようなことに対するリクエストを出すというか、基本、国の事業ですので、そういったところをどう考えられるかというところがありますけれども、評価がなされその事業そのものの、研究の成果もそうですけれども、事業の成果というものが問われていると。そういうことを地元目線でということですか。

(質問3)

一番大事なはその研究をきちんと、お金を浪費して時間を浪費して、なおかつ、実証のしようが無いことを調べているわけですよね。そういうことをいつまで続けるのか、いい加減にやめたらどうかという判断をすることも、一つ、国民目線、地元目線の判断として重要なことだと思いますけれども、それプラス、その研究の内容、もしそこでどうしても研究をするのであれば、優先すべき課題があるのではないかということも、もっと早く、立坑の埋め戻しをまずはやってみようということをリクエストしてもよいのではないかなということも思いました。

(佐藤室長)

研究自体をやってくるのは、機構というのもありまして、我々、その三者協定の中で履行をきちんと確保していくというのが道の役割と考えております。この辺につきましてもそうは言っても道が全く関係ないかということもありますから、ご意見として承る格好にさせていただきたいと思います。

(質問3)

機構の方にお会いしに行った時に、「道がダメだ。研究延長はダメだという判断を下したらどうなるのですか。」と伺いましたら、機構の方は、「協定に従えば道がダメだと言ったらダメだと判断するしかない。」とおっしゃっていたのですね。だから、当事者として、意思表示をする権利は、道にもあるということも、ご自覚頂きたいと切に願います。よろしく願います。

(佐藤室長)

そこにつきましても、我々もそういう認識です。我々が、ダメだと言えばダメだというもので、機構がやりたいと言ってもそこは違うだろうという話になりますし、再延長という言葉あまり使いたくないのですけれども、仮にということで、書いている言葉の中で、協議が整わなければというところは、当然道としても、そういう歯止めをかけるという意味合いを持っていると考えております。機構のやるままに我々が認めますという考えはございません。

(質問4)

私の方からは手短かに2点ほどお伺いしたいと思います。まず一つ目。第7条について、三者協定を遵守すると何度もおっしゃっております。遵守するという言葉の定義について、道の皆さんと私たちの持っていることが食い違っているのではないかという懸念が生じたので、お伺いいたします。第7条で定義されている中に、今回提示があった大幅な研究期間延長、これが含まれている。大幅な研究の期間延長も、研究という言葉の中に含まれていると道が捉えていらっしゃるのか、それとも、ちょっと逸脱しているのではないかと捉えているのか。ここをはっきりさせないで、三者協定の遵守とおっしゃっても、玉虫色でどちらにも取れるような言い方だと思うのですね。この機会なので三者協定の主体者でいらっしゃる道の見解を伺います。

もう一つ、大急ぎのスケジュールだと感じます。8月にこの提示があつてから、確認会議も何回も、この短期間のうちに行われました。これは12月の道議会までに、手続き的なものを間に合わせるために行われているのかと感じます。道が考えていらっしゃるスケジュールというものがどういうものなのか。拙速な、本当に拙速な手続きに道民が本当に納得したといえるのか、私は納得してはいないのですけれども、その2点について、伺います。

(佐藤室長)

今回の7条での三者協定に基づいた申し入れがあつて、それに対して道はどのようなふうに考えているのかという部分だと思うのですが、三者協定7条に基づく研究計画内容の変更の対象になると我々は考えています。ただ、その三者協定自体を、我々、2条から5条に書いている最終的には埋め戻す、最終処分場としないというところ、我々は、そこを遵守していくというのは絶対のことだと考えております。

それともう1点、スケジュールを急いでいるという話ですけれども、少しテンポが速いというご指摘もあるかもしれませんが、我々としてはやるべきことを順次やってきているという状況でございます。少し早いのではないかというご指摘もあるかもしれませんが、我々としてはやるべきことを、我々としてきちんと、こなしていかなければならないことをやっておりますので、議会までにどうだというようなお話も、いつまでに判断を出すのかというところも、今の段階で我々がお話しできるのは申し訳ございませんが、ございません。我々としては、道議会は道民の方々の代表ですから、道議会もそうですし、道民の皆様に意見等も頂きながら判断していくということになるということです。

(質問4)

1点目の質問について、再質問させていただきます。第7条で定義されている中に入っているというお答えでした。今日、実は経済部長さんと道庁でお話を伺う機会がありまして、そのときには、研究が先か、それとも協定が先かというお話が出ました。協定が前提となっているということでありましたので、私としては20年が前提ではないかと考えているのですが、いかがでしょうか。これを逸脱していると見ているのですが、そこは、第7条で定義されているということで、1人目の質問者に対するお答えの中で、2条から5条が一番重たいところだと、先ほどおっしゃっていましたが、7条は重たくないのでしょうか、伺います。

(佐藤室長)

7条自体、重たくないという話はしていませんが、それは手続きのお話で、今のご発言にもありますように、20年という当初計画があつて、そのあとに、協定というのができて、それでやってきている中でのお話だからということだと思うのですけれども、軽い重いという話をするちょっと若干我々の意図するところの議論と離れるのですけれども、三者協定が目的としているところは何かといった時には、持ち込まない、貸与しない、そして埋め戻しをし、処分場としな

い。言葉としては正しくないですけど、そこはやっぱり非常に重たいものだと考えているという意味合いで、7条が軽いということを使うつもりは全然ございません。

(質問5)

私たちは、20年で終わると考えていたわけですよ。それを半年くらい前に突然言われて、そうですかじゃ協議しましょうという話ではないと思うのですよ。そもそも20年に終わるためには、埋め戻し期間がどのくらいあるのかとか、それから、どの程度それを見守るのかとか、そういうことが、先ほどの質問にもありましたが、突っつくようなことは何もなかったわけですよ。これは不作為というか、もう延長を前提として示し合わせているとしか思えないじゃないですか。茶番ですよ。こんなのは。しかも、一部出たところによると、「2028年度まで仕方ないな。」とトップの方がおっしゃっているっていう話も聞いていますよ。これは道民に説明したというアリバイづくりじゃないですか。私たちの意見を聞いてちゃんと考え直して機構に対して、「ダメならダメだと言え。」と言ったのですから。そして先ほどの確認事項の中にありますが、第3期、第4期をいって、協議が整わなければ、第4期で止めにすると。おかしいじゃないですか。これだって。なぜかといったら、この研究はエンドレスなのですよ。ご存知のように、フィンランドのオンカロというところ、ここで世界唯一処分場やっていますね。ご存知だと思いますが。先ほど1億年という話がありましたけれど、違います。19億年の古い固い地層なのですよ。でもここで行われているところで一番心配なのは、氷河期にどうするかという問題なのですよ。あなた方、南極の氷河期の厚さを知っていますか。知らないでしょ。4,000メートルから5,000メートルあるのですよ。氷河期になるともっと下がるのですから。3,000メートルから4,000メートル地表は下がるのです。そういう基本的なことも知らない有識者ですよ。その人たちが、機構の方から言われたものをそのまま受けて、一流の有識者ですと言っているだけじゃないですか。どこにこんな有識者がいますか。固化体の中に不純物があることを知らないという有識者ばかり集めて、そんなもので、我々道民を騙そうとしても無理ですよ。こんな茶番みたいなことは止めた方がよい。

質問しますよ。大幅延長を突然一方的に提案する乱暴な作法、これを認めたら、今後もこれをやってきますね。

二つ目。北海道では、20年遵守というのを、三者で繰り返してきたわけですよ。そしたら今仮に止めたとすれば、埋め戻しがどのくらいかかるのですか。どのくらいの期間着工したりお金がかかったりするのですか。

三つ目。この埋め戻しの後、埋め戻しを見守る期間が必要だと思います。それはどのくらいかかるのですか。どのくらいの工期が必要でどのくらいのお金がかかって、そういうことをあらかじめ提起しないような、提案に対して「うん。」と言ったらいけませんよ。どうですか。以上です。

(佐藤室長)

我々としては大幅延長という話があったら、やっていくかといったときに、必要性とか妥当性がないものに対してイエスとは言っていないという考えでございます。それと埋戻しの見守り期間、埋め戻しにどれくらいかかるのかということについては、今回、機構の方から延長の協議というお話なので、延長ができるかどうかというところの判断ということでやっておりますので、そこについては、機構の方からも、どれくらいの時間かということについては出ていない状況です。

(質問5)

それで良いと言ったの。そんなのでは駄目でしょ。そんなのでは駄目だって。そんな提案ある

のかと言わなければならないでしょ。延長してくれと、いつまで延長するの、埋戻しどうするの、なぜそのことを言わないの。それでは、あなた方、務めを果たしてないじゃないか。務めを果たしてからこっちに出て来なさいよ。答えてください。

(佐藤室長)

我々は、今回の延長ということに対しての可否というところの判断をさせていただいているということで、そういった事項について確認をしてきている状況です。埋め戻し等については、今回の確認会議の場でも、その後の工程として示すということですので、それで是非を判断することです。

(質問5)

違うでしょ。違いますよ。おかしいでしょ。皆さんも、おかしいとおっしゃっているじゃないですか。延長するなら、いつまで延長するのとか。埋め戻しはどうするの。費用や期間はどうするの。それできなかつたら話になりませんよ。答えになっていないじゃないですか。それは研究が終わった後で、それを研究に入れないでどうするのだと、先ほど後ろの女性の方がおっしゃったじゃないですか。元の通りに戻さなかつたら、地層研究にならない、そもそも。こんな四つのプレートに囲まれて不安定なところで、戻すだけでも嘘っぱちなのに、19億年と、せいぜい1億年ぐらいの地層とどうやって比較するのですか。私は苫小牧ですけど、すぐ側で昨年大きな地震が起こった。誰もこんなもの予想していなかった。どこで起こったと思います。地下30キロメートルですよ。300メートルや500メートルのところに埋めて、地層がずれたらどうするのですか。逆断層ですよ、これは、断層は、明らかだけで日本に2,000あるのですよ。隠れ断層はその倍、つまり6,000あるのですよ。日本中活断層だらけで、今、泊だって、もう止まらなきゃならないような状態でしょう。それなのにこんなことができるわけがないですよ。

(佐藤室長)

何れにしても、今回の研究期間は第3期、第4期中長期目標期間を通じて進めるということと、3期、4期とは4年度から10年度までだということで、技術基盤の整備の完了が確認できれば研究を終了するというを確認していますし、また終了後は埋戻しをするということを確認しているところでございますので、埋め戻しをしないというお話ではない……。

(質問5)

そんなことは言っていない。埋め戻しをするのにどれくらい時間がかかるのか。そういうことを聞かないで、延長案を受け入れるのですか。それは話が違うでしょ、そう言っているのですよ。なぜそこを突っ込まないのか。そんなことで、みんなに説明できていないよ。大体答えられていないじゃないですか、私の質問に。それで説明会なんて、嘘っぱちも良いところだと言っているのですよ。おかしいでしょ。アリバイづくりですか。道議会の話は違うとおっしゃったけど、ちゃんとやっています。みんな納得して帰りました。苫小牧の1人、わめいているのがいましたけど、道議会にそうやって報告するのですか。

(佐藤室長)

皆さんからこういうような意見を頂いたということをごきちんと……。

(質問5)

頂いて答えられなかったと言うことも、ちゃんと答えなさいよ。

(佐藤室長)

きちんと意見をまとめて報告させていただきます。

(質問6)

先ほどからフィンランドのことが出てきて重なるのですけれども、この確認書というのを読んでもみましたら、まるでフィンランドの規制委員会から、幌延の地層処分について何か言うことができる組織なのでしょうか。これをまず読んだときに思ったのが、地層処分についてのお墨付きみたいな、地層処分を前提に幌延の場所についてはもうゴーサインが世界中で出ているみたいに、私にはとれたのですよ。でもこれは待てよ、フィンランドのオンカロというところの規制委員会の話ではないかなと。それを、原子力機構の何かの報告書を見ましても、全部これが何ていうのでしょうか、みんなの理解を呼ぶのに一つ入るのですよね。だからさっきからおっしゃっているように、25億年とも言われている指標と、それからこの火山活動が活発になって、去年は厚真の大地震や、こんな時にこういう地層処分のことを、考え直すいい機会じゃないかなとすごく思うのですけども、これがまず一つ道としては、それをどう思っているのかということと、それから、何年前かに、私がすごく関心を持ったのが、福島で爆発した後にテレビで、どこの放送局かわからないのですけども、幌延の地層で地下を掘っているものすごい水が溢れた場面が出てきたのですよ。いやそれは本当にショックでした。本当に膝下まであるような水がどんどん流れてきて工事がストップしたっていうのを見たのですよね。それで幌延のあの辺は、とても地下水が多いところだということもあって、そうしたら岐阜県の、もう一つの試験場は、もう少し水がないのかなと思っていましたら、これ読んでいましたらね、瑞浪の方が水は少ないのだと、そういう記述が出てきまして、私はそういう専門家じゃないからよくわからないのだけど、そういう水のことを、幌延ではどうやって記録として残しているのかなと思ってみたのですよ。そしたら出水があったとは書いていますが、それが何年にどのくらいの量とか全くないのです。それで原子力機構のものを見ましたら、出水があったとは少しあって、でもそれに対してはもう方策は取れていると、今、それを使ってボーリングしているということだけなのですよ。だから本当に誰かのネットで見たのですけども、2013年に大掛かりな何十トンという水が出て、その時にメタンガスが出て濃度がすごく深くなったと。それでみんな待避して無事だったという話と、それからこれが2回目ですと、その1回目というのは一体いつだったのだろうと思いましたが、いくら調べてもうどこからも出てこないのですよ。それから情報の公開性ということが、今回も三者協定でもって、NUMOとか原子力機構には、安全、安心できるようなニュースを出すようなことを書いていますけども、その一番大きな2回目の2013年の出水ということも、道に通知がいったのが翌日で、そして公表は控えてくれと、原子力機構から言われて、止まって、それで9日後ですか、それもマスコミというか、記者の方が、それを書いて公になった。そういうことがあるのも、道としてはとらえて、そういう情報の開示、道の方に直ぐに知らせたときに、もう少し待ってくれということがあったのだそうですね。1日遅れでというか、だからそういう報告があったときに、どうしてそれを開示できないのか、本当に私達の北海道の土地を、本当に食料基地として、これからも、それから観光としてやっている時に、そういうところがあるっていうのはすごい損害だと思うのですよ。そのことを本当に、道としてはそのときにどうするのか、よく教えて欲しいです。

(池本参事)

今の質問にお答えをいたします。まずは地層処分をどう考えるかという話だったかと思うのですけども、道には、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」というものがありまして、その条例の中で、「試験研究の一層の推進が求められており、その処分方法の試験研究を進める必要がある。」と、基本的な考えとしてあります。それと幌延での出水の関係ですけれども、確

か、平成25年2月だったかなと記憶しています。25年に水が出て、おっしゃる通りで水に含まれていたメタンガスが出てという事象がありました。その後、報告を遅らせたのかというのはちょっと私も記憶してないのですが、その後、我々、それから町の方から、いろいろ要請をした上で、事故の事案の際にマスコミですとか関係機関への報告の体制を強化してもらいまして、昨年は火災もあつたりしましたが、すぐに公表されるというような仕組みができあがってきております。

(質問6)

それともう一つ、三者協定、それから道の条例として、放射性物質を持ち込ませない、持ち込むのを拒否するという言葉でしょうか、その拒否するというのはちょっと文言が弱いそうなのですね。法律の方々には。もしその三者協定を今見直す時期でしたら、放射性物質を一切禁止する、持ち込みを禁止するという文言を道としては入れて欲しいです。

(佐藤室長)

現在は、「放射性廃棄物を持ち込むことや使用することはしない。」という言い方になっているのは事実です。我々としてもそこは、これは三者協定ですので、道と町と機構、その三者がきちんと、機構がどうするかということだけじゃなくて、我々もそういう認識で、きちんと機構にも歯止めをかけていくということが必要だと思いますし、我々も、先ほどから言っている2条から5条、その核となる部分についてきちんと対応していきたいと考えております。

(質問7)

今回の質疑応答は意見を伺うということで、私としましては、少し疑問点があつて、その疑問点を払拭しないと、なかなか自分なりに意見の構築というものができないものですから、疑問点というのを伺いたいと思います。この疑問というのが、そもそもこの計画などにおいて、岐阜の瑞浪、それから幌延の2箇所、それを選んだバックグラウンド、つまり瑞浪は深成岩といって、いわゆる墓石ですよね。幌延は堆積岩。これは分かり易いと思うのですよね。そこの2箇所を対比して選んだバックグラウンドというものが分からないと、なかなか自分なりに、この幌延の問題をどう考えていけば良いのかということがなかなか掴みにくいところがあるので、そのバックグラウンドを知るためには自分なりにどうすれば良いのかなということを参考までに伺いたいと思ひまして。

(佐藤室長)

今の話は、当時の背景というお話ですか。

(質問7)

私としては背景というより、むしろ技術的な背景。瑞浪の方は、地層研究と地層科学研究だけですよね。幌延の方は、地層科学研究と地層処分研究ですよね。その違いが生じた背景。瑞浪の方は海外のデータがあるから、地層処分研究はやらなくても良いのか。どうして片方だけ地層処分研究があつて、片方だけ地層処分研究がないのか、その関連性がよく分からないというのが、素朴な疑問でありまして、ただ瑞浪の方は海外のデータがあるので、地層処分研究の方は補えると考えているのかどうか。或いは、瑞浪の方の地層処分と、幌延の方の地層処分と、どちらの方が適していると考えているのかどうか、そういうところの検討は今どこまで進んでいるのか。そのことについて、今後の展開に結構大きく左右されるというのが私の考えなのですが。バックグラウンドがよくわからないものですから、何とも私も意見を言いがたいというか、わからないというか、ちょっと難しく言うてしまうかもしれませんが、ちょっと自分も色々と疑問に思

って、わからないものですから、何とも言えないのですけど。

(発言者)

北大で原子力関係やってきました。この分野直接、専門の分野じゃないのですけども、バックグラウンドをお話しするとすれば、そういうようなお話が今までこういうところでされてないとしたら、そういうことを説明するのは、私自身だろうと思いますのでお話しします。基本的には今いくつか出ておりますフィンランドとか、スウェーデンというのは、結晶岩質なので、北海道の堆積岩とは全く別です。それから、あまり議論に出ませんけどもフランスとか、スイスは堆積岩です。スイスの場合は、地震だとか、断層という意味で言うと、日本と同じように、大西洋が開いてしまって、アフリカ大陸がヨーロッパの南の方からぶつかってきますから、火山もありますし、スイスはスイスアルプスという、造山帯があるわけですね。だからそのところでは、逆に、今は堆積岩のところを研究していますけども、もともとは二つ研究していました。すなわち、スイスのアルプスは結晶岩なので、結晶岩と堆積岩と二つ研究していて、自分の国にとっては、堆積岩の方が良いということで、3箇所候補地が決まっています。日本の場合も同じで、火山岩ということは、結晶岩があるということで、結晶岩ということは、先ほど墓石の話が出ましたけれども、墓石というのは花崗岩ですから、花崗岩というのは、深成岩でマグマが吹き出してきて固まったものですから、そういうところもたくさんありますよね。一方、それから風化して、たまった場所は堆積岩ですから、堆積岩のところもたくさんあります。どっちの方が良いのだろうかという意味で研究するというときに、ヨーロッパの人たちが言っているのは、基本的に、国と研究者が、ここが一番いいと、今までの研究データから、先ほど言った隆起もありますし、削られて浸食することもあります。今までのデータで一番好ましいと思われる場所で研究すべきです。日本もそういうところで研究すべき。それが一番こういう科学的技術的に合理的で、なおかつ資料についても、合理的な判断なので、そういう選択をするべきだという話を専門家はしていますけども、日本の国でこの方針を決めるのは多分、科学者と、その一番合意したい意見に対して、政治家がそういう流れをつくっていかなければならないのですけど、非常に断片的な話になっているので、今日ずっと話聞かしてもらいましたら、結局はその基本的な部分の理解がないので、いろんな意見というよりは質問ですよ、今日のお話はね。そういう点でいえば今の質問は非常に良い質問で、私自身がちょっとベースを説明する義務があるなど。長い話になりますね。基本的に二つ研究して、今ここだって良いという場所が決まらないうちはその二つをやるしかなくて、ただ、スイスだとかでいうと、日本も造山帯の中であって、そういうことを考えたら堆積岩の方が性質としては、対応し易いというのは専門家の判断の一つだと思います。以上です。

(質問7)

今の説明でちょっとお伺いしたいことあるのですけどもよろしいでしょうか。瑞浪の場合は、深成岩、結晶岩ということでおそらく割れ目だと思うのですよね。割れ目に封じ込めるという方法だと思うのですよね。幌延の方は堆積岩だから隙間、堆積岩の粒と粒の間の隙間、そこに封じ込めるというそういう違いがあるかと思うのですけども、そういうところはどう思ってますか。

(発言者)

隙間というイメージが分からないのですけども、例えばスイスでやっている話を具体的に言いますと、もともとスイスの場所というのは、浅い海だった場所にアフリカ大陸がぶつかってきたので、アルプスができたりしてということで、浅い海のところというのは、風化したいろんな礫だとか砂だとか、泥だとかたまってますよね。そのたまったものが、時間が経って、沈んで熱もかかって圧力かかると、泥岩だとか、砂岩だとか、礫岩とかになるわけですね、そのうちのスイス

の場合は泥岩のところを地層処分場にすると、それは今、隙間という意味で言いますと泥岩というのは、非常に粒が小さいので水も入っていかないし、放射性物質も逆に言うと、出てきたとしても、その泥岩につかまってしまうので、中々沈まっていけないと、もっと細かい説明もあるのですが、一応、今の隙間の話しでいうと、一番水も入ってきにくいし、放射性物質も出て異動しにくいところを探して、ここが一番自分の国では好ましいという選択で、そういうところを3箇所、先に出して、そここのところ議論しています。大事なことは、何のために、そもそも放射性廃棄物処分場が必要かという、エネルギー資源のない国がやっているわけですね。どこも。サウジアラビアみたいに油があるところは原子力なんてやっていません。だけどこれからやって言っている。なぜかという、サウジの石油は、もう半分は使い切っていますから。必要なものがエネルギーとして出して、どんなに頑張っても廃棄物というものはゼロにはならない。放射性物質はあるけども、量が少ない。それは処分しなきゃ。スイスの場合には、そういうところで決めてやっています。それで2030年までに3箇所から1箇所に決めて、次のステップに入りますとやっていますので、細かい物理的な話の、基本的な話ですね。そういう部分も含めて、日本にとってどうしても最後作らないと駄目なものを何処に作るのか。スイスの場合を参考にしますと、日本の件に対応することで、カントン（州）という単位で言いますと、26ぐらいありますけれども・・・。

そういう意味では、今、言ったような基本的な話を聞いた上で議論した方がもっと合理的に北海道について、止めるということだけやっているってことは、原子力のエネルギーを使って電気も、これから石油もなくなる日がそんなに遠いわけではない時に、どうやって再生可能エネルギーでできるのかという、トータル的な視点での話の中で、自分たちの役割責任とですね、義務と責任と権利と、そのバランスを考える場所にすべきだと一般論を言って終わりにさせていただきます。

（池本参事）

我々が答えるべきこともあったのかなと思うのですが、岐阜のお話だったと思うのですが、先ほども出ていましたが結晶質岩が、岐阜の瑞浪の地質だと思うのですが、確認会議で確認した中では、結晶質岩の地層処分研究開発は海外で進んでいる。知見は海外の機関との共同研究を通じて得られたこと。また人工バリアの試験は岩手県釜石鉱山での試験での経験もあって、瑞浪では、深地層の科学的研究を進めることにしたという説明を、我々は確認会議の中で受けております。

（質問8）

例えば、PCBだとか、カドミウムだとか、そういう毒性の強いものは埋めたりしませんよね。無毒化するために、それなりの作業をし、それから管理していますよね。危なくないように。放射性物質の場合は、何で埋めるのですか。それともうとっても幼稚な質問なのですが、なんで管理しないで埋めて隠すのでしょうか。それを聞きたいと思います。

（佐藤室長）

今のお話については、国際的にも地層処分のほかに、宇宙処分とか、海洋処分とか、氷の中の処分とか、長期隔離とか、そういう様々な処分の方法が色々検討された結果、地層処分が最も合理的で適切な方法ということで、日本国内においても地層処分が技術的に実施も可能だということで、日本の中で地層処分の研究が行われているということです。

（質問8）

処分をするべきだということではなくて、管理するべきだと思うのです。いろいろなリスクを考

えて、金銭的経済的なことも考えて、何兆円というお金がかかる処分ですよ。その処分施設を造ってそこへ運ぶって。そういうふうに危ないもの全部まとめてしまうということがさらに危ない結果になるし、その運送だとかそういう過程にしても、どれだけ危ないことになるかわかんないし、お金だってすごくかかって、100年以上の計画でしょこれ。全部原発が何れ入るようになるのですから、それ全部考えたら100年を越す長期計画ですよ。何兆円かかるかわかんない。そういうのを、なぜ埋めなきゃいけないのか、もっと基本的なところから考えた方がいいのかもしれないと私は思います。答えは、頂かなくて結構です。

(質問9)

ちょっと聞いていて悲しかったです。私も、研究のいろんな報告を毎年やっていますよね、機構さん、研究センター。その説明会に行っていて、やっぱりさっきおっしゃっていたように、問題はない、着々と進んでいる。道の対応といえば、見てきてちゃんと報告を受けました。そこで言われていた。私たちも見てきました。でも、それはチェック機能じゃなかったってことですか。説明を聞いて、見てきたけどチェック機能じゃなかった。それが道の持つべき責任ある対応だったのかなということが一つですね。

それからさっきの説明聞いていてまたまた悲しくなっちゃったのですが、立坑の埋め戻しの話があってそれに答えられたのが、安全性を加味してなされることと思います。おかしいじゃないですか。そうじゃないでしょ。安全性加味してなされるように、きちんとチェックしてくれないと困るのですよね。道の立場って何なのですか。さっき、またまたこちらの方おっしゃったように、やっぱりこれは困るのだと、きちっと埋め戻しの工程まで出してくださいと、どういうことで、どれくらいかかり、どれくらいの期間が必要なのかということも、それ研究の延長がかかったとしても、もうそれは許されないけども、万が一そうなったとしても、とにかく埋め戻しの工程はきちっと出ささいということはどうして言えないのか。やはり傍観者だからですよ。本当にチェックしようという立場の人の言葉じゃないと私は思いますね。だから研究の内容でも、延長だと同じ課題の中の延長だと言うけれどもさっきから出ているように、何か他の国の安全規制委員会の話が出たり、それから評価の中にこういうことがありましたね。国際的に期待されていると、この研究が。日本の問題でしょ。国際的に期待されているから、研究がもうちょっとパワーアップが必要ですとそういう問題じゃないですよ。一番、最初のあなたたちの研究の課題は何だったのと言いたいです。やっぱり、その課題という大きな枠の中に入っているけど、レベルアップしようという、こんなレベルアップを考えたら、研究なんか幾らやったって止めどはないですよ。そうじゃなくてやっぱり最初に20年間程度と言ったからには、2、3年はおまけしてあげましょうと思いますけど、こんな長い延長を受け入れるということはおかしい。やっぱりそこはおかしいでしょう。もしかして、それだけ受け入れたとしても、もうその先はありませんよと、釘を刺さなきゃ。道の方としては、当事者として、やって欲しいです。ですから道の方に、宿題というか、お願いしたいのですが、今までチェックできなくてこのような延長案が出てきたのですから、きちっとチェックできるような体制をどうやって整えるのですかということを引きちっと検討して、この次説明会があるかどうかかわかんないですけども、ちゃんと道民に答えてください。こういうチェック機能できちっとやりますというような体制をきちんと誠実にしてください。

それから、今すぐできることはやっぱり埋め戻しの工程表。どれだけ安全に埋め戻しできるのかということの研究対象にする、そういう条件じゃないと、この計画は認められませんよという、せめてそれくらいの要求は出して欲しいと思います。お願いします。

(佐藤室長)

これはご意見というか、承るということですのでよろしいですか。

(質問9)

切実な願いです。

(質問10)

先ほども言わせてもらったのですが、条例のことについて、出水のことを知りたくて色々検索しましたら、ネットからなのですけども、ある大学で幌延とかそういうことについての講座が開かれていまして、その中に北海道条例は、そこで例を出しているのですよ。放射性核物質の持ち込みを禁止するというのでね。ただ、北海道条例はそうした要望をしていない。そのため、放射性廃棄物を受け入れてもよいとの印象を与えかねない。学術的な観点からしてみても、道条例は文言に不十分な点があり、意思が不明確に取られかねないということがあるのです。それで、そういう条例として本当に、今回ですか、その見直すとか何とか、受け入れるとかじゃなくてそのときに本当にそういう物質というか、そういう持ち込み、それから発生、作るってこと全部入れて放射性物質というか、核物質の持ち込みを禁止することを、絶対に入れて欲しいです。北海道の条例として明言をする、それを発信して欲しいです。

(佐藤室長)

我々としては、現在の条例の中で、「特定放射性廃棄物の持ち込みは慎重に対処すべきであり、受け入れ難い。」ということをして・・・。

(質問10)

受け入れ難いは、どうとでもとれるらしいです。それは文言としてどうにでも変わり得る可能性があるってことが言われていますので、是非ここをお調べになって、道としての姿勢を毅然として欲しい。

(質問11)

意見と質問なのですが、色々努力されているのはわかりますけれども、三者協定で決められている期限が迫ってきて、道北の人たちも大変な道のりやヘルパーを雇ったりして何回も何回も道庁の人と交渉しても、素人的に考えると、期限が来ました、近づいています、業者を頼んでいますか見積もり取っていますか、いつ出てくるのですか、いつ引っ越すのですかという姿勢や態度は道庁の方から微塵もなかったと思うのですよね。道北の人たちがあれだけきつく警鐘乱打し、抗議要請申し入れをしても、そういう意味でやっぱり根深い不信があって、そもそも、うまくいっています順調にっています、でも、突然としてこういうことになりました。はい、じゃあどうしましょうかというふうにやっぱり否めない拭えない不信感もあるものですから、それはやっぱりちゃんと受けとめていただきたいなと思います。

もう一つは、やはり素人的に考えても、技術基盤だとかフィンランドだとか外部評価委員会はどうしたこうしたってこと言われていますけれども、素人的に、どうしてそういう延長の必要性が出てきたのかということをやっぱり分かり易く説明してもらわないと、一戸建ての家を建てるのだけ屋根がどうしてもでき上がっていませんと、皆さん見ての通りですと、そういうふうに理解してくれませんかというならいざ知らず、技術基盤だとかフィンランドが外部評価委員会がというふうになると、国策であるがゆえに、道庁はノーとは言えないのではないかということに、やっぱりどうしても否めない、拭えない不信感が大きく考えてしまうのですよね。三者協定も遵守します、守りますということを言っていますけれども、協議が整わない三者協定逸脱、明らかに違反しているのもこれは認められないと想定できるケースを道庁ではどういうふうと考えているのですかと。会場からも意見が出ているように、これ大幅な研究内容変更でしょうと三者協定違反でしょという意見もあるのですが、いえいえ、それはこの範疇の中でとか、条例の解

積運用を、いや、そういう立場に立ちませんというふうにどうしても聞こえてしまうものですから、そういう意味でいうと、合意はなし、破棄、出て行けというような事態というのはそもそもどういうケースを想定されているのか、これもやっぱり、言葉は良くないですが、不信が根深いだけに、そこら辺、ざっくばらんに本音で教えてもらえませんかと言う意味で発言させてもらいました。

(佐藤室長)

国策だからノーと言えないということではなくて、三者協定というもので、きちんと逸脱するものについてはきちんと縛りをかけていかなければならないと考えていますが、そうした中で例えば認められないケースとして考えられるのは、当初計画の範囲を超えたお話というのは、そもそもこの三者協定、当初計画を対象にしていますから、対象にならないですし、あと2条から5条のような状況が起きると、例えば放射性廃棄物を持ち込んで、明らかに研究するということが考えられる、そういった場合には、我々的には絶対ノーということをはっきりと言っていくところがございます。

(質問11)

それでは、科学的特性マップの関係の時には、説明会はどこでも良いですよと、それは道としても、ノーと言えませんかというみんなの受け止めだったと思うのですけれども。科学的特性マップにおける全国説明会に対する道の態度でいうと、いやいやうちはもうこういうこともありますからそんなの結構ですから余所でやってくださいなんて話ではなかったと思うのですけれども。

それはそれでまた先入観を持たずに、勉強しましょう、研究しましょうとか、説明をちゃんとしてもらいましょうとそういう姿勢ではなかったですか。

(佐藤室長)

先ほど条例の話が出ましたけれども、この条例というものがありますから、そういう話というのは、特性マップというのは処分の話ですよね。処分という話でいくと「特定放射性廃棄物の持込みは慎重に対処すべきであり、受け入れ難いことを宣言する。」という条例があるということで、我々は、そういう話があるときには、都度、こういうお話をさせていただいておりますので、そういう姿勢はございません。

(質問11)

でも、そういうことを言えば言うほど、研究をここで、最終処分はというふうに、そういう意味でみんなはこれだけ心配になったり不信を思ったりということなのですけど、そのことについては明確にお答えできる内容は何か持っているのですか。

研究はどうぞ自由に、でも最終処分場はダメですよ。持ち込みはダメですよというのを、言葉はわかりますけど、一つひとつがなし崩し的に、チェック検証、警告もなく、実際に見てきた確認しましたという言葉ではおっしゃっている。いろいろ苦勞されているのはわかりますけれども、道民の拭い難いそういう意味で、研究イコール処分場になるのではないかということについては、もっと明確に強く言い切れるものがあるのですか。はるみさんの時代、今の鈴木知事の時代含めて。

(佐藤室長)

我々としてはこの研究に関しても三者協定の遵守も絶対のお話でございますので、そこは遵守を大前提にお話を進めていくということですので、そういうことに繋がることのないように、きちんとやっていきたいと思っています。

(質問12)

先ほど、大学の先生から、エネルギーを使っているのだから、処分場はいやだという考えはおかしいのではないかというお話がありましたけど、そのことについて誰も皆さんはそんなことは言っていない。ただ機構が、まともに仕事をやってないという、それを情報公開して、皆さんに示して、こうやっていこうという姿勢を持っていないから不信感があつて、それが受け取る方によっては北海道に持ってくるなど、そういうふうにとらえておられるかもしれませんが、単に嫌ならこんなところに来て話聞きません。どのようにして安全に処分するか、これはゴミがあるのですからどのようにやるのか、今、地層だけに関してのお話ですから、もっと他にもありますよという話をしたいのですが、地層処分に限って、限定してということ道を言われるし、機構も言われるから、それに対しては、ちょっと違う考えがあるのではないですかと、例えばこれは管理という形もあるということを示しているだけで、ゴミの処分を拒否しているわけではありません。実際あるわけですから、これは前提ですけど、だからそういうことを一言申し上げます。

先ほど埋め戻しも含めて、平成31年度末までに埋め戻しの時期を明らかにするというのがありましたですね、この31年度の計画に、機構の。埋め戻しが、ある専門家に言わせるとは13年かかると、もしくは埋め戻しは先ほどからあるのですよね、だから研究は、たとえ約20年程度で終わったとしても、それが1年後になるのか2年後になるのかにしても、そこからまだ10何年もかかってやっとこの立坑、先ほどからお話がありますように、だから立坑まで入れないと安全な地層処分というのは完了しないはずですよね。それが堆積岩であろうとどこであろうと、そういう議論を何でしないのか、隠して、皆さんに研究させてくれというお話しをされるから不信を持っているだけで。これだけ期間がかかるのだよと、だからみんな、もっとこういう質問に対してははっきり答えるからという姿勢で機構が対処されれば、道も、私らはこのようにチェックしますという話で前に進むのですよね。拒否しているのは私らではありません。それが大事です。

それで道が、その埋め戻しは、当初の計画で想定されていたわけですから、機構側が31年度末に埋め戻しの時期を明らかにすると、時期というのは、結局方法ですね。でもこれから研究を続けると、もっと横坑というのですか、いろんなものが増えていくからかもしれませんけども。埋め戻しの、横坑というのですか、それも含めて、どれだけの期間がかかって放射性物質からの影響をなくすかと。そして立坑までどのように埋め戻してそのものを、経過を見るかそれも含めての研究と言われていましたでしょう、立坑は別でしたけど。そしたら研究の期間で9年かかると、それに入っていないでしょ。埋め戻しが、図面では、入っていないのですよね。だからそこを聞かれないかと先ほどから、いろいろな方が、埋め戻しまでどうこうとそこまでに決めて、9年、約9年とおっしゃっているのは何をもとに言っておられたと。それが1点です。

もう一つは、先ほど、新しい延長計画での、実験が完了するというのを、その条件というのですか。それはNUMOが、実績も研究が終了したと、完了したのは、NUMOが地層処分を、実際に行うにあたって、それが参考になる程の成果が上がらないと終了しませんと書いてあるわけですね。ちょっと言葉は違うかもしれませんが単語は、でも結局、処分する機構が、OKしなければ、研究は終了しませんと書いてあるわけですよ。その時に、道は、今でも拒否できないのに、協議があった場合、今、協議があつて、その中身を調べようとされているわけですよね。だから、どっちの判断をされるかは今、表明されていませんけど。その同じ実験の単なる期間の延長だから、検討課題になるということで一応協議対象とされているわけですね。これが延長を認めるならば、将来9年で、協議があった場合、いや、完了しませんでしたと、先ほどからお話ありましたね。そのときに協議に反対すると、延長に拒否しないと。次回、できませんよね。今拒否もできないのでできません。なぜかと言えばそれは、処分をする機構がOKするまで結局続けますとやっているのですから、今の室長のお話では、研究の内容は、単に間違いでない単なる時期の継続だ

けだということで、9年後も同じような発言されますよ。違いますか。だから言っておられることが矛盾しています。単に新しい研究でなくて、時期を延長するだけだ。それだけじゃありません。ずっと聞いていますと、これは新しい地層処分を完全に実行すると、そのための研究延長だと書いてありますよ。機構がこのように言っておられます。完了の時期ですよ。研究終了の時期を何と見るかということ書いてありますよね。だから、こういうときに、再延長が続くという文言なのですけれども、それに対して先ほどからどなたか言われていましたね。協議が向こうから、また将来出てくれば、一応理論的には拒否したら終わりですよ。それもできます。今できないのに。その時も、いやまだ研究は、外部から委員会からこのような指摘受けましたから続けますと、単なる期間の延長ですと、同じですよ。だから無期限の延長案ですから、当初計画案ではありませんと。それを承認されるならば、それはそれで新しく提案すべきです。だから、単なる時期の延長ではありません。だから先ほど大学先生もおっしゃっていました。それをやるのなら正々堂々と、20年経った研究は終了で瑞浪は終了したと。幌延も一定の成果があったから終了したけど、今度はNUMOが、地層処分を実行するそこが、研究の成果を承認するまで、それが終了の時期だ。これ書いてありますよ。それをまとめておられますよ。これはNUMOのことは書いてないのですよ。でもこちらの方には書いてありますよ。だから同じ研究の延長ではありません。それは言葉の綾です。そういうことをやるから、北大の先生が言われるように、何だ何だという話になるのです。もっと真剣に地層処分を本当にやりたいのだったら、明らかにして進めるべきですよ、そんな言葉の綾でね、誰かを誤魔化すようなそういう進め方がまずいと言っているわけですよ。どちらにしましても、機構はやりたい。その時、道はどのようにチェックされるのかということでしょうね。それを今明らかにしないまま、チェックというのは道民に知らせるということですよ。機構側が説明されるそれもありますね、大学の先生も説明されるそれもありますね、でも道民にはそんな難しい話を言われても分からないですよ。ただ、こういう期間であると。終了期間なり埋め戻しに5年で終わる、2年で終わる、そんなの誰でもお分かりでしょう。違います。そういう当たり前のことを難しく難しく、捻くり回してしゃべることが本当に私らに処分を地層処分、核のゴミを処分する、そういう説明になるのですかね。皆さんが隠しておられるように思います。だから情報公開と言われるならば、道の姿勢も明らかにし、足りないところは何処なのだろう。そして、研究者もエネルギー問題からこうだよ、そういうのをお互いに隠さないで、これは正論かもしれませんが、そうしないとお互いに前に進みませんよ。道が三者協定とか、当たり前でしょ。繰り返しますけど、新しい研究の提案です。これを承認したら、永遠に続きます。分かるでしょこの文言をみたら。違いますか。地層処分をやりたいのならば、研究は並行してずっとやるのですよ。そんなの単純に考えたら分かります。地層処分の研究は終わりました。将来、処分しませんと、こんな研究はありませんよ。それを堂々とやっているのですから。20年前には20年で何とかなるだろうという案でしたね。その研究が一旦終了ですよ。新たな研究だということで、道は真剣にもう一度時間かけてですね、道民に知らせて、この今日と明日の幌延との説明会でチャラと、そんな話ありませんよ。それで将来禍根残しますね。もうちょっとね、真剣にやりましょうよ。もっと情報公開して、私らの代で終わる話じゃないのですよ、これ50年100年の話でしょ。違います。大学の先生もいませんよ、その時にもう。私も一緒ですよ。だから知恵を出して貸して、言葉で誤魔化しちゃ駄目ですよ。幌延の人たちがどうこうじゃないのですよ。道北の人たちの問題じゃないでしょ。札幌が一番エネルギー使っているじゃないですか。道北なんか人もいないのにね、いないのになぜゴミを押しつけるのだと、単純にそれですよ。だから、以前の三者協定での計画は、実験は終わったと。新たな提案ですから、単に期間の延長ではありませんと、これは将来もこの処分場も含めて、それで厄介なことに瑞浪がやめましたね。日本の中で、1箇所になっちゃいました。ということはずっと続くということです。

そういうことで、新たな研究であるということで、道は対応していただきたい。

(佐藤室長)

お話はご意見としては賜りました。先ほど最初の方のお話で、9年は何を元に言っているのかというところに関しては、少し違うのではないかというご指摘を受けていますけれども、計画の延長といったときに、それぞれの研究について、どれくらいの時間がかかるのかというものを outs させて、それで、その根拠としてそういうものが組み合わさって9年と、我々は理解をしているところ です。

今後の話は我々がどういう判断を下すかということと関係がありますが、きちんとどうやって期限に歯止めをかけるかということについては、どうするか判断を考える時には、きちんと考えなければならないことと思います。

(質問 1 3)

一つというか、ちょっと確認したいのですが、今の発言の中でも、我々が終了のところ で判断するときに考えたいと言っていたのですが、これは延長されたときの第4期から第5期に延長するときに、どう考えたいかという発言なのですか、それとも今回提案を受けているものに対して、延長を認めないという立場で、ご発言されたものなのかちょっと確認させてください。

(佐藤室長)

今後に向けてまだフラットな状況ですとしか、私どもは言えない状況ですので、そういった中で どういう判断を下すかという時に考えていかなければならない色々な要素の中の、一つになるのかなということでございます。

(質問 1 3)

ということは、今回の延長も認めないという可能性もあると受けとめて良いということですね。

(佐藤室長)

これについて、今我々はまだ判断を、どちらということをお話できる状況にはございません。

(質問 1 3)

わかりました。もう一つだけ確認させて欲しいのですが、資料4の3ページ目の最後の方に、研究延長の申し入れが8月2日にあったと、これは組織決定が8月1日だったということで2日に道の方に幌延町もそうですけれども説明があったということですが、JAEAの方では3月ぐらいですか、外部委員会とか、そういったところで延長に対して、こういった提案があったということだったと思うのですが、この期間、3ヶ月、4ヶ月ぐらいあったと思うのですが、そういった外部委員会からの指摘に対して、これは北海道には、そういった情報というのは全くもたらされていなかったのでしょうか。

(佐藤室長)

我々の方では外部委員会の情報等については、機構の方からの説明は受けておりません。

(質問 1 4)

もう一言だけ、どうしても言わせてください。皆様も、こんな遅くまで、ご苦労様だと思いますけど、皆さんが仕事でやっていらっしゃる、このことを、私たちは、他に仕事と生活がある中で、それでもこの問題を伏せておけないから何とかここにやってきました。ここに集まっている方たちだけが、この問題に関心を持っているのだということをおもわないでいただきたい。ここに来たくて来られなかった方、たくさんいらっしゃると思います。本当に、道民の思いを背負っ

て、判断する時が来ているのだということをお考えになっていただきたい。

それから、もう一つだけ、ちょっとプリミティブのようなことを聞かせてください。その前に一つだけ意見なのですけれども、地層処分ということが一番いい方法だと、確立された手法であると世界で言われているというような言い方がよくされるのですが、そうではなくて地層処分ぐらいしかできそうなことがないから進められている。消去法で唯一、これしかないかもしれない、できるかどうかわからないけどというのが地層処分だと思っています。

それから、一つのプリミティブな質問として、この原子力利用というものを先ほど大学教授の方が、エネルギーが必要だったら仕方ないじゃないかというようなことをおっしゃっていましたが、一体原子力で取り出すエネルギーと、その後、生み出してしまった大変なものを管理していく、安全をキープしていくために必要とされる労力とエネルギーとお金とリスク、これがかみ合うものなのかというのを真面目に研究された例はあるのでしょうか。そういうことを、本当に問い直す時期が来ているのではないかと思います。どうぞよろしく願いいたします。

(佐藤室長)

ご意見として、ありがとうございます。

(事務局)

他に何かよろしいでしょうか。それではないようですので、よろしいでしょうか。それではこれで質疑を終了させていただきます。本日は多くのご質問やご意見を頂戴いただきましたが、この他にもご意見等がございましたら、資料9のところがございますが12月5日までの間、ご意見等を受け付けておりますので、ご意見等の提出方法等、確認をしていただきまして、道庁環境・エネルギー室のホームページから直接入力もしくは郵便、FAX及びメールで受け付けておりますので、提出される際は住所、氏名、団体等の場合は、団体の名称を記載の上、ご提出いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは以上をもちまして、「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)」に係る確認結果についての説明会を終了いたします。本日はお忙しい中、本説明会にご参加いただき、誠にありがとうございました。お帰りの際には、コートや携帯電話などを忘れないようお気を付けてお帰り下さい。